

葉山町子ども・子育て会議 最終報告

～ 今後5年間の子育て環境の整備に向けて～



葉山町子ども・子育て会議

平成27年3月

目次

1	はじめに	1 頁
2	教育・保育及び地域型保育事業について	3 頁
(1)	保育の必要性の認定について	3 頁
(2)	幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について	6 頁
(3)	家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について	8 頁
(4)	保育料の見直しについて	10 頁
3	地域子ども・子育て支援事業について	12 頁
(1)	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について	12 頁
(2)	病児・病後児保育事業の実施検討について	14 頁
(3)	一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センターについて	16 頁
(4)	放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について	18 頁
4	保育・子育て支援等の担い手の確保について	19 頁
5	その他の意見	21 頁
6	おわりに	26 頁

資料

・ 保育の必要性の認定について（平成 26 年 1 月 24 日 地方自治体担当者向け説明会資料 1・関連部分抜粋）	27 頁
・ 保育の実施に関して必要な事項の整理	28 頁
・ 地域型保育事業の一覧、家庭的保育事業の主な基準	29 頁
・ 現行の保育所保育料の仕組みについて	30 頁
・ 葉山町における利用者負担額案（概要）	36 頁
・ 平成 27 年度における特定教育・保育施設等の利用者 負担（月額）（平成 27 年 1 月 23 日地方自治体担当者 向け説明会資料 2 - 4・関連部分抜粋）	37 頁
・ 放課後事業の種類の整理	38 頁
・ 今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の 方向性について	39 頁
・ 葉山町内の学童クラブ一覧（平成 26 年度）	41 頁
・ 葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート 調査報告書（概要・関連部分抜粋）	42 頁
・ 会議の検討経過	53 頁
・ 葉山町子ども・子育て会議条例、運営要領、委員 名簿	56 頁
あとながき（委員の想い）	60 頁

1 はじめに

(1) 会議の紹介

葉山町子ども・子育て会議（以下、会議）は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法に基づき、平成 25 年 3 月に葉山町の条例で設置された審議会です。

会議の大きな特長は、子育てをしている当事者の委員としての参画が、幅広く認められたことです。葉山町でも多くの当事者が会議に参加し、率直かつ活発な意見交換が行われました。この結果、町内の子育て家庭のニーズをきめ細かく把握でき、より多様な視点で議論を行うことができたと思います。

平成 25 年度・平成 26 年度の 2 年間は、事務局の要請により、平成 27 年度から本格施行される子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）¹の準備作業を中心に審議を行いました。

会議時間は 2 時間～ 2 時間半程度、2 年間の開催回数は計 11 回にのぼります。膨大な準備事項について、委員全員が頭を悩ませながら毎回、真剣に検討を行ってきました。

また、審議内容について理解を深め、よりよい形にするために、委員有志による自主打合せも 7 回実施されました。加えて、子ども・子育て会議が主体となった一般向けの勉強会も複数回開催されました。



¹ 平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格施行される予定です。

(2) 最終報告の趣旨

会議では、新制度の施行にあたり、現在町で課題となっていること、今後5年間に必要と思われることについて、一つ一つ整理しながら、丁寧に検討を重ねてきました。

今回の最終報告は、葉山町子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、これまで議論した内容について町長へ報告するものです²。

過去に2回の報告を行っていますが³、今回は、新制度の事業の枠組みにあわせて、

- (1) 教育・保育及び地域型保育事業
- (2) 地域子ども・子育て支援事業

そして、これらの事業を支えるための
(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保
について、特に重要と思われる論点を絞って報告を行います。

次頁以降では、これらの論点について、概要と今後の方向性の観点から、会議の検討状況を具体的に述べていきます。

審議会での検討状況をふまえて、町の子ども・子育て支援施策への反映についてご検討いただければ幸いです。

² 葉山町子ども・子育て会議条例第2条に「審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に依りて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。…(省略)…(4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること」とあります。

³ 平成26年4月には、子どもの遊び場、放課後の居場所づくり、子育ての担い手について、現状の課題と望ましい方向性についてまとめた中間報告を提出しています。

また、平成26年11月には、平成27年度当初予算編成に向けて、保育の就労時間の下限、利用者負担額の設定、当面の学童クラブのあり方について、対応案をまとめた報告を提出しています。

2 教育・保育及び地域型保育事業について

(1) 保育の必要性の認定について

(ア) 概要

ア 保育の必要性の事由

新制度では、これまでの「保育に欠ける」事由⁴（児童福祉法施行令 27 条）に代えて、「保育の必要性」がある事由⁵（子ども・子育て支援法施行規則）にしたがって、保育の認定が行われます。

「保育の必要性」がある事由として、

就労⁶

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居又は長期入院等している親族の介護・看護

災害復旧

求職活動

就学

虐待やDVのおそれがあること

⁴ 児童福祉法施行令第 27 条。

「保育に欠ける事由」として、 昼間労働することを常態としていること（就労）、 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）、 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）、 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）、 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）、 前各号に類する状態にあること（その他） が定められていました。

⁵ 子ども・子育て法施行規則（平成 26 年 6 月 9 日内閣府令第 44 号）第 1 条。

⁶ 就労時間の下限は、1 ヶ月 48 時間以上 64 時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとされています。

葉山町では、葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則（平成 26 年葉山町規則第 15 号）第 2 条により、就労時間の下限を 64 時間で設定しています。

育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合の 10 事由が定められています。以前から認められているもののほか、これまで自治体の運用で認められてきた事由についても、明文化されています。

しかし、保育所を利用する世帯のほとんどが共働き世帯であることは、大きくは変わりません。

イ 認可外の保育施設が果たしてきた役割

町ではここ数年、年度当初に認可保育所で定員を超える受け入れをしてきたため、転入・復職などの理由で年度途中の入所を希望する保護者に対応できない状況が続いていました。

また、就労世帯のほかにも、子どもの発達につまづきがあるなどの理由で、自宅でみるのが難しいという保育ニーズもありました。

これまで認可外の保育施設が柔軟に対応することで、これらの保育ニーズの事実上の受け皿になっていた実情があります。

しかし、新制度の施行に向けて、現在、町内の認可外の保育施設は認可化に向けた準備を進めており、平成 27 年度以降は認可を受けた施設・事業者となる見込みです⁷。認可化により公的保育のサービス量が増える一方、前述のような柔軟な保育ニーズの受け入れの取組みは難しくなります。



⁷ 県の基準を満たす認可外の保育施設（認定保育施設）として、町内に風の子保育園とおひさま保育室の 2 つがあります。

風の子保育園は平成 27 年 4 月から小規模保育施設、おひさま保育室は平成 27 年 6 月から認可保育所へ移行する予定です。

(イ) 今後の方向性

ア 保育の必要性の柔軟な運用

保育を必要とする子どもに認可保育所など公的保育の枠組みで対応し、サービス量を拡充していくことは望ましいことです。

しかし、保育園を利用する必要がある世帯は、就労世帯に限られません。子育てが苦手な保護者もいれば、子どもに発達のおまづきがあり自宅でみるのが難しい場合もあります。

待機児童が多数いる現状⁸では、当面、就労世帯の入所を優先することはやむをえない面がありますが、待機児童が解消された際には、町の裁量で保育の必要性の認定について柔軟に解釈することが望ましいと思われます。

イ 認可保育所の緊急枠の創設

また、これまで年度途中の入所希望者を認可外の保育施設が受け入れていた実情をふまえ、認可保育所に特別枠を設け、緊急性の高いケースについては受け入れ可能となるように対応すべきだと思われます。特に、公立保育所でそうした枠を多く設けることが望ましいと思われます。



⁸ 各年度の4月1日時点でみると、平成24年度は26人、平成25年度は30人、平成26年度は28人です。

(2) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

(ア) 概要

町内では、認可保育所の利用希望者が増えています。その一方で幼稚園の利用を希望する保護者も多くいます。

平成25年11月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果によると、定期的な教育・保育事業の利用について、町内在住の未就学児の6割以上が幼稚園を利用しています。また、今後の利用意向についても、7割近い保護者が幼稚園の利用を希望しています⁹。

また、町内には、今現在働いていなくても、子どもが3～5歳、または小学生になってから仕事を始めたいと考えている母親も一定程度います¹⁰。幼稚園を利用しつつ、保育の必要性の認定を受けられるくらいの働き方を希望しているのが葉山町に住んでいる母親の特徴だと思われます。

こうした状況をみると、子育て世帯のニーズは様々であり、それぞれの事情に応じて適切な機会が得られるように、多様な選択肢を用意することが必要となります。

⁹ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』40～41頁、49頁。

定期的な教育・保育事業の利用形態について幼稚園を選択した人が61.1%となり、うち3～5歳ではさらに割合が上がります。また、今後利用したい定期的な教育・保育事業の利用意向について、幼稚園を選択した人が67.6%となっています。

¹⁰ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』33～35頁。

現在就労しない場合の就労希望では、6割以上の母親が将来の就労を希望しています。母親の就労希望形態は、パート・アルバイト等が86.1%を占めています。就労希望時期では、3～6歳未満と6歳以上で意見が分かれます。

(イ) 今後の方向性

ア 幼稚園の認定こども園への移行

現在、町内には5つの幼稚園と4つの保育施設があります¹¹。町内で利用可能な土地が限られており、保育園の増設が難しい状況を考えると、既存の施設を活用して対応することが妥当だと思われる。

幼稚園の認定こども園への移行を促すことは、その一つの解決策になると思われます。幼稚園の利用希望と母親の就労希望を両立できる面で有効な解決策であり、町内の幼稚園の認定こども園の移行方策について積極的な検討を行うべきだと思われます。新制度において認定こども園の普及が進められていますが、いまだ不透明な状況も多く、適切な情報提供が必要です。

イ 幼稚園の預かり保育の充実

また、諸事情により認定こども園への移行が難しい幼稚園もあります。そうした場合、幼稚園の長期休み中の預かり保育を充実することで、保護者に対する同様の支援を行うことが望ましいと思われる。

預かり保育の実施については県の補助がありますが、町独自の取組みも必要だと思われます。すでに他の自治体では、幼稚園の預かり保育に対して独自に助成を行うなど¹²、保護者の多様なニーズに応える取組みが行われています。こうした事例を参考にして、まずは保育を必要とする園児(2号認定相当)を対象とした取組みを始めるべきだと思われます。

¹¹ 幼稚園は、あおぞら幼稚園、あけの星幼稚園、どれみ幼稚園、御国幼稚園、明照幼稚園の5つです。保育施設は、認可保育所として葉山保育園、葉山にここ保育園の2つ、認定保育施設として風の子保育園、おひさま保育室の2つ、計4つです。このほか平成27年度に新しい認可保育所が開設される予定です。

¹² 県内では、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、厚木市などで預かり保育に関する独自の補助が行われています。

(3) 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について

(ア) 概要

保育ニーズには基本的に認可保育所で対応すべきですが、町内の0～2歳の保育ニーズが極めて高いことをふまえ、特に0～2歳を対象とした地域型保育事業の実施について検討することが必要と思われます¹³。

地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型があります¹⁴。なかでも、町内の潜在保育士の活用につながり、担い手が期待できる家庭的保育事業から取り組むことが妥当と思われます¹⁵。

家庭的保育事業は、以前から児童福祉法で位置付けられている公的な保育サービスであり、すでに全国的に様々な自治体で実施されています。

¹³ 0～2歳の待機児童が多いのは全国的な傾向です。こうした事態に対応するため、新制度では新たに市町村の認可事業として、0～2歳を対象とし、定員が19人以下の地域型保育事業を設けています。

¹⁴ 家庭的保育事業は、「保育ママ」とも呼ばれ、家庭的な雰囲気のもとで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業です。

小規模保育事業は、少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う事業です。

事業所内保育事業は、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業です。

居宅訪問型保育事業は、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業です。

¹⁵ 原則として保育士資格をもち所定の研修を終了した者が家庭的保育者となります。面積要件等はありませんが、保育室は保育者の自宅やマンション・アパートの一室などを活用することができます。

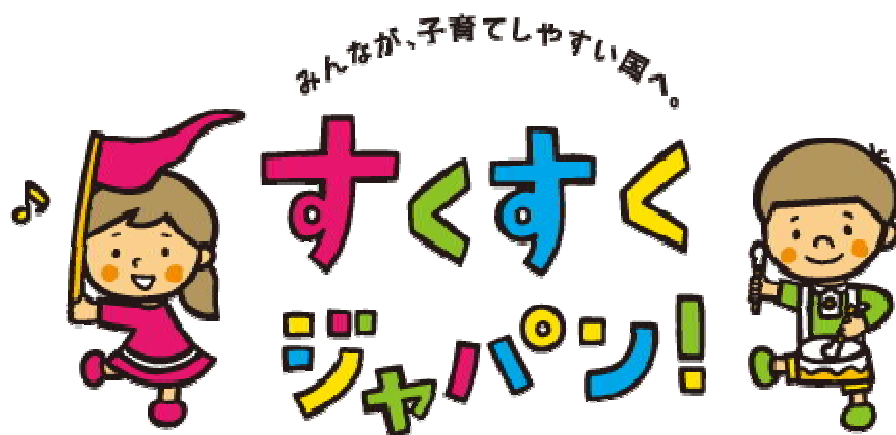
(イ) 今後の方向性

葉山町では、平成 26 年 10 月に家庭的保育事業の設置及び運営に関する基準を条例で定めており¹⁶、事業を実施するための最低限の条件は整っています。

まずは、県内自治体の先行事例を参考にしながら¹⁷、葉山町においても家庭的保育者の養成研修の実施について早急に検討を開始することが必要と思われます。

また、事業の実施の際は、担い手を着実に増やすため、施設整備面での支援策についても検討が必要です。

なお、事業の性質上、家庭的保育事業は閉鎖的な空間で少人数での保育となることから¹⁸、安全性の確保についても十分に検討することが必要となります。



¹⁶ 葉山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年葉山町条例第 8 号）。

¹⁷ 県内では、横浜市、川崎市、相模原市など政令指定都市のほか、近隣でも、横須賀市、鎌倉市、藤沢市などで実施されています。

¹⁸ 家庭的保育者 1 人に対し 3 人の子どもを保育することが認められています。補助者をつけた場合は、家庭的保育者・補助者あわせて 2 人に対して 5 人の子どもまで保育が可能です。

(4) 保育料の見直しについて

(ア) 概要

新制度における教育・保育の利用者負担額は、国の定める基準額を上限として¹⁹、実施主体である市町村が設定することとされています。

新制度の施行準備にあたって、市町村が新たに設定する利用者負担（保育料）は、

- (1) 教育標準時間認定（新制度移行の幼稚園）の保育料
 - (2) 保育認定（保育所）の保育標準時間の保育料
 - (3) 保育認定（保育所）の保育短時間の保育料
- の大きく3つです。

国の動向に不確定要素が多く、また短期間での準備となることから、葉山町では、現在の利用者の負担が激変しないことを重視し、現行の幼稚園・保育所の利用者負担額をもとに設定を行いました²⁰。

具体的には、

- (1) 教育標準時間認定については、国基準から就園奨励費²¹の町独自助成分を差し引いた額に設定する

¹⁹ 平成27年1月23日地方自治体担当者向け説明会資料「資料2 - 4平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担（月額）」。

最終的には、子ども・子育て支援施行令の一部改正により、利用者負担の上限額、多子軽減の対象、施設型給付費等負担対象額などが定められる予定です。

²⁰ 葉山町教育・保育給付にかかる利用者負担額に関する条例（平成27年葉山町条例第5号）第2条。町の上限額を条例で定め、所得階層ごとの金額などは規則で定めています。

²¹ 現行の幼稚園の利用者は、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免（補助）される就園奨励費制度があります。葉山町では、文部科学省の定める減免（補助）限度額に加えて、町上乗せの補助をしています。

- (2) 保育認定の保育標準時間については、現行の町の保育料をそのまま採用する、
- (3) 保育認定の保育短時間については、保育標準時間の保育料に 98.3% (国の定めた割合) をかけた額に設定するという考え方で設定を行っています。

(イ) 今後の方向性

しかし、今回設定された利用者負担額では、幼稚園利用者と保育所利用者の負担割合²²や 保育短時間認定の保育料²³について、利用時間数等で比較した場合の不均衡な状態が残っています。

また、他自治体では、所得階層をより細分化したり、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあります。

こうした点をふまえると、町の利用者負担の設定については再検討の余地が残っており、十分な説明や意見聴取の機会を設けた上で、見直しを行うことが望ましいと思われれます。



²² 現行の町の保育料は、児童の年齢や所得階層により差がありますが、国の基準の約 7 割に設定されており、国基準額との差額を町が追加負担 (軽減) しています。

これに対して、幼稚園の就園奨励費の町上乗せ分は年間 9,000 円 (1 ヶ月あたり 750 円) となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

²³ 保育標準時間認定の人が最大 1 日 11 時間まで利用できるのに対し、保育短時間認定の人は最大 8 時間までの利用となります。国は保育にかかるコストを考慮し、保育短時間認定の利用者負担額を保育標準時間認定の 98.3% と設計しています。

2 地域子ども・子育て支援事業²⁴について

(1)利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

(ア)概要

子育ての孤立を防ぎ、子育ての不安感や負担感を減らすためには、子育て中の親子が気軽に集い、相談や情報交換ができる場所をつくるのが有効です。

国ではこうした点を重視し、新制度において、地域子育て支援拠点事業の拡充や新たに利用者支援事業を創設しています²⁵。

葉山町では、これらの機能をこれまで子育て支援センターや児童館が果たしてきたと考えられます。



²⁴ 「地域子ども・子育て支援事業」は、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業の総称です。「一時預かり」や「地域子育て支援拠点事業」、「放課後児童クラブ」など13本の事業があり、地域の様々な子育て支援を充実していくことを目的としています。

²⁵ 「利用者支援事業」は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。子育て家庭がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるように、新制度において新しく創設された事業です。

利用者支援事業の先行事例として、松戸市「子育てコーディネーター」(身近な地域の拠点で実施)や横浜市「保育コンシェルジュ」(区役所内で実施)があります。

(イ) 今後の方向性

これらの事業は、事業の性質上ニーズ量が見込みづらく、また単純なサービスの拡充で対応できない難しさがあります。

当面の対応としては、これまで様々な相談や情報提供を行ってきた子育て支援センターの機能を拡充することが現実的と思われます。

一方で、インフォーマルな人のつながりが果たす役割も無視できません。お互いの知識や経験を共有することで、思いがけず悩みが解消されたり、必要とするサービスにつながることもあります。子育て中の保護者や支援者が広くゆるくつながることができる場づくりも重要と思われます。

例えば、町内では、民間団体や自治会がサロンを提供したり、親子で集まれるイベントを行うなど、すでに様々な活動が進められています。そうした事例も参考にしながら、当事者が自主性を損なわない形でつながりの持てる機会をどのように設定できるか検討してもよいと思われます。

既存の制度の枠組みにとらわれず、引続きよりよいあり方を考える必要があると思われます。



(2) 病児・病後児保育事業の実施検討について

(ア) 概要

現在、葉山町では病児保育は実施されていませんが、就労世帯を中心に一定のニーズがあり、保護者の不安感を取り除くために実施に向けた検討が必要な状況となっています。

平成 25 年 11 月に実施した未就学児童の保護者向けアンケート調査の結果では、病児・病後児保育について、利用したい人と利用したいと思わない人がそれぞれ半数ずつに分かれています²⁶。

また、病児・病後児保育を利用したい人の中で望ましい事業形態について聞いたところ、施設(保育所)に併設する形と小児科に併設する形と支持する人がそれぞれ同じくらいいます²⁷。

しかし、他人に看てもらうことが不安なために、病児・病後児保育を利用したくないと考える保護者も一定程度います²⁸。ニーズはあるものの、保護者によって考え方が様々であり、対応策を考えるにあたって非常に難しい事業です。



²⁶ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』67 頁。

子どもが病気で親が休んだとき病児保育を利用したいと思ったかという質問に対し、利用したいが 47.5%、利用したいとは思わないが 52.5%となっており、意見が分かれています。

²⁷ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。

病児保育の望ましい実施形態について、施設(保育所)に併設する形が 72.4%、小児科に併設する形が 71.5%となっています(複数選択可)。

²⁸ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』68 頁。

病児保育を利用したくない理由として、他人に看てもらうのは不安が 66.9%、親が仕事を休んで対応するが 55.1%となっています(複数選択可)。

(イ) 今後の方向性

現行の国の制度では、病児・病後児保育について、病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型などの枠組みが用意されています²⁹。

現在、葉山町では、ファミリー・サポート・センターで病後児保育が一部実施されていますが、病児・病後児保育は、公的な施設で対応することを基本とすべきと思われます。

当面の対応としては、病児を安全に預かれる体制を重視し、医療機関（小児科）に併設する形が妥当と思われます。

しかし、病児保育についてはコスト面で撤退をした事例なども出ており、実施の際は、費用対効果なども考慮した上で慎重な検討が必要です。

なお、本来、病児にとって望ましいのは、親が家庭で子どもを見ることであり、子育て世帯に対して、そうした理解を促すことも重要と思われます。



²⁹ 病児対応型・病後児対応型は、地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

体調不良児対応型は、保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対して保健的な対応を行う事業です。

(3) 一時預かり事業の拡充、ファミリー・サポート・センターについて

(ア) 概要

大事な用事を済ませたり、リフレッシュするために、子どもを一時的に預けることは保護者にとって貴重な機会です。特にきょうだいの多い葉山町では、学校行事を含め何かと用事が多くなる傾向にあり、一時預かりのニーズは非常に高いです³⁰。

平成 25 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、子育てをする上での周囲からのサポートとして、一時預かりの充実を求める声が多数あります³¹。

保護者の子育ての負担感や不安感を和らげる意味からも、理由を問わずに子どもを預けることができる選択肢を増やすことは望ましいことと思われます。

現在、町内では子育て支援センターで一時預かり事業が行われていますが、利用枠が少なく、キャンセル待ちの状況が続いています。

また、地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

³⁰ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』12 頁。
自由意見で、きょうだいが多くて困ることについて、子どもの日常生活上の問題や子どもの預かり先などをあげた方が多くいます。

³¹ 『葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査報告書』19 頁。
子育てをする上での周囲からのサポートについて、自由意見 547 件のうち、一時預かりの充実を求める意見が 161 件を占めました。

(イ) 今後の方向性

一時預かりの数が絶対的に不足しています。当面は、待機児童の解消に力が注がれることはやむをえませんが、利用を求める声が多いことをふまえて、早急な実施努力が必要です。

現行の子育て支援センターの一時預かり事業のほか、幼稚園の預かり保育の充実、保育所での一時預かり事業の実施などで、徐々に一時預かりの利用枠を広げていくことが必要です。極めて高いニーズに応えるために、町独自の財政的支援も必要と思われれます。

また、ファミリー・サポート・センターについては、支援会員の養成を続けるほか、依頼会員との適切なマッチングを行うことも重要となります。しかし、ボランティア活動であることを前提として、会員に対して過度な負担にならないように十分配慮する必要があります。

なお、近年、子育てしたくない、あるいは自分のことを大事にする親が増えているとも言われています。一時預かり事業を充実する一方で、保護者がきちんとした子育ての力をつけるために、身近な場所で子育てについて助言できる体制を整えることも必要と思われれます。



(4) 放課後児童クラブ(放課後子ども教室)のあり方について

(ア) 概要

葉山町では、町直営の学童クラブが設置されていますが、預かり時間が短い、おやつが持参である、児童館との区別がつきにくい(指導員・スペース)などの課題があります。また、児童館から離れた場所に住んでいる人には、安全面や子どもの負担の観点から利用することが難しくなっています。

これらの課題を解消するために、この会議では、平成26年11月に、民間団体の活用と財政的支援、学童クラブの設置場所の見直し、の2点について提言を行ったところです³²。

(イ) 今後の方向性

今後、学童クラブについては、児童館との分離を基本として、民間団体による運営を進めていく方向が望ましいと思われます。担い手の広がりが期待できるほか、保護者に対して多様な選択肢を用意することにつながります。

また、民間学童クラブの運営を軌道にのせるために、町直営の学童クラブは将来的に廃止の検討を行うこととなります。廃止にあたっては、利用者に不利益がでないように、保護者のニーズをしっかりと見極めた上で判断する必要があります。

なお、放課後子ども教室についても、一定のニーズがあることをふまえ、場所・人材など町内の社会資源について十分考慮した上で、実施に向けた検討が必要だと思われます³³。

³² この提言を受けて、平成27年度当初予算案に、民間学童クラブに対する補助金と小学校の学童クラブ改修工事の予算が計上されています。

³³ 学童クラブと放課後子ども教室の整理は各自治体で異なり、例えば、横浜市では両者の一体型を推進し、逗子市では両者の分離を基本としています。

4 保育・子育て支援等の担い手の確保について

(1) 概要

前述した様々な事業を着実に実施し、子育て支援サービスを利用できる環境を整えるためには、その担い手となる人材を確保することが前提となります。

例えば、保育園の運営には、保育士、栄養士、調理師、看護師など様々な職種が必要です。なかでも保育士の人材不足は全国的な課題となっており、葉山町でも今後不足することが予想されています。現に、町内の保育園では、すでに人材確保に苦慮する状況が続いています。

また、学童クラブについては、新制度の施行により指導員の資格に一定の水準が求められるようになり³⁴、今後人材育成が課題となります。

地域住民が子どもを預かる相互援助活動のファミリー・サポート・センターについても、子どもを預けたい依頼会員は増加傾向にありますが、支援会員として活動できる人は限られている状況です。

総じて、保育・子育て支援等の担い手不足が深刻になっています。今後、町内の子育て支援サービスを拡充していくことを考えると、担い手の確保は、町にとって喫緊の課題であると言えます。



³⁴ 葉山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年葉山町条例第18号）第11条に、職員に関する要件が定められています。「児童の遊びを指導する者」に相当する資格を有しているほか、都道府県で実施する研修を受講することが必要となります。

(2) 今後の方向性

すでに国や県で様々な取組みがされていますが³⁵、町独自の人材確保策についても早急に検討を進める必要があります。例えば、他の自治体では、ホームページで保育士の募集状況を掲載する³⁶、広報紙で特集を組むなど、費用をかけない取組みが行われています。

葉山町でも、立地的に不利な条件をふまえた上で、何らかの対応策を考える必要があると思われます。町から積極的な呼びかけを行うほか、町内の事業者と協力しながら、地道に、少しでも有効と思われる取組みを実践していくことが重要と思われます。



³⁵ 例えば、新制度では、賃金の引き上げなど保育士の処遇改善が導入されています。平成 27 年 1 月には、国で新たに「保育士確保プラン」がまとめられています。

また、都道府県が設置する「保育士・保育所支援センター」の一部では、潜在保育士の活用のために、実践的な研修の実施や再就職のコーディネートなどが行われています。神奈川県では、平成 26 年 1 月に「かながわ保育士・保育所支援センター」が開設されています。

³⁶ 例えば、横浜市では、市のホームページで市内の保育所等の求人情報を掲載しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/hoikuseido/hoikukyuujin.htm>
|

5 その他の意見

前述の論点に関するその他の関連意見を参考に紹介します。

(1) 教育・保育及び地域型保育事業について

(ア) 保育の必要性の認定について

子育てが苦手というお母さんもいます。保育に欠けるわけではないですが、本当に子育てが苦手で、みんなと一緒に育ち合いたいという人も入れる制度になってほしいと思います。

新制度になってこれまでに比べて保育所に入りやすくなるのはわかります。しかし、発達面に不安がある子や子育てが難しいお母さんの受け皿は用意されていないままで、就労世帯中心の制度になっていくのは不安があります。

保育が必要だと決めるときに、その他市町村が認めた場合があります。ここがすごく大切です。発達につまずきがあるとか、お母さんの子どもとの関わり方が大変だとか、体の調子がちょっと大変だとか、そういうものを市町村がどこまで認めていくのか。現在、その受け皿を民間が受けていることが多いです。これから、ここの幅がもっと広がっていくとよいと思います。

年度途中で申込みをする人はいろいろな意味でリスクの高い子であることが多いです。このまま現状の形が続いて、ファミサポの支援会員さんや今後広がる保育ママさんが受け皿になるのはこわいです。そうした子はしっかりとした環境で預かりたいです。緊急枠を用意することは必要だと思います。

(イ) 幼稚園の認定こども園への移行、預かり保育の充実について

幼稚園でもいわゆる専業主婦は減っています。仕事をもっていらっしゃるお母さんの方が主流で、もっと働きたいけれど、夏休みなど長期休みがネックになっています。

保育園に入れなくて、幼稚園にお子さんを入れたお母さんもいます。どの年齢層でも保育ニーズは高いと思います。

3～5歳は幼稚園と保育所をあわせると飽和状態になっているとのことですが、幼稚園に行っている子のお母さんは夏休みに仕事ができないことがネックになっています。子どもの休みにあわせて、夏休みのとれる仕事は普通ありません。数的に足りているから、3～5歳は現状でよいという方向には行かないでほしいです。お母さんが自由な選択をできる幅をもたせてほしいと思います。

(ウ) 家庭的保育事業（保育ママ）の実施検討について

家庭的保育事業は、町内でもおじいさんおばあさん世代でやりたい人がいると思います。

実際に活動するにあたり、1人あたり3.3平方メートルの保育室を確保しなければならないことがネックになります。家庭的保育事業をやりたい人はいると思いますが、場所など設備面の支援がないとなかなか広がらないと思います。

何人候補がいたら研修を実施しますというやり方では、なかなか始まらないのではないかと思います。保育ママの研修をしますが、やりたい人はいますかという聞き方をしないと、関心がある人でも手を上げづらいと思います。研修の実施準備の議論をまず進めるべきです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業について

(ア) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業のあり方について

利用者支援事業で想定しているものは、引っ越してきた身としてはやってほしい内容です。子育て支援センターも場所がわからないので、できれば役場の窓口に機能をおいてほしいです。葉山は転入者が多いので、利用者も多いと思います。

役場には必ず行くので、利用者支援事業の機能は役場に置いた方が効果的だと思います。ただし、その場合は、細かい情報まで提供できるかが重要です。公的なところが担っても、得られる情報が少なければ満足度は低いです。お母さんはインターネットである程度の情報は持っていて、個別具体的なことを知りたいと思っています。

長柄地区にもぽけっとのような拠点が必要だと思います。

新米お母さんたちが気軽に集えて、アドバイスが得られるような拠点として、町がサポートできればよいと思います。様々なイベントが提供されるとよいと思います。

人がつながるためには、拠点となる場の提供が大変重要なポイントであると思います。また、各機関の利用率を上げようとするのであれば、まずは利用時間を広げるなどの工夫は必要かと思っています。

(イ) 病児・病後児保育の実施検討について

現在、ファミリー・サポート・センターで病後児保育を行っていますが、病児・病後児を一般の主婦に負わせるのは非常にリスクが高いです。やはり病児保育は、公的な施設で対応すべきだと思います。

どこまでが病児かきちんと線を引かないと預かる側も影響を受けます。具合が悪いから預けるのではなく、病気のときは基本的に親が面倒をみるべきだと思います。

(ウ) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターについて

子育て支援センターでファミサポや一時預かりをしていますが、預かりを求める人がとても増えてきました。スタッフでどのように対応するか頭を抱えている状況です。預かれる人がいないと言うことは簡単ですが、支援できないと断りを入れた

とき、その家庭はどうなってしまおうのでしょうか。自分で決められない人が多くなってきていると感じています。そうした面にも向き合えないと変わっていかないのではないのでしょうか。

ファミサポの料金は1時間700円か900円ですが、今の最低賃金は1時間887円で、パートに出る場合に使うとそのほとんどが消えてしまいます。利用会員が生活保護やひとり親の場合などは、料金を半減している市町村もあります。葉山町でもそうした対応はできないのでしょうか。今は一番困っている人が使えていない状況になっています。

ファミサポの事務局は子育て支援センターの中にありますが、ファミサポの利用者は子育て支援センターの利用者と異なることもあるので、行きづらい人もいるのではないのでしょうか。他の人に見られることに抵抗のある人もいます。頼みに行くことのプライバシーが確保されることが望ましいと思います。

(エ) 放課後児童クラブ（放課後子ども教室）のあり方について

学童クラブに第三者による評価制度を設けてはどうでしょうか。

最近の小学校高学年の子どもをねらった事故発生の中で、小学生については、個人差を考慮して、全学年を対象とすることが望ましいと思います。

小学校4年生以上の一時学童クラブや長期休み学童クラブなどを実施することはできないのでしょうか。

保育園は公立・私立の区別なく同じ保育料をとっています。サービスに対して必要なお金を払うのが基本のはずです。町直営の学童クラブは今無料ですが、将来的に町内で同じ水準のサービスと料金体系を考えていくべきだと思います。

学童クラブの子は家に誰もいないので、帰る場所が必要になります。それが子どもの心の栄養につながります。学童クラブ

が必要なお子さんは特別な支援が必要な子であるということを認識してほしいです。

親が働いている子だけ残るのではなく、みんなが利用してもらえるようにしてほしいと思います。留守家庭児だから預かるというのではなく、子どもの中でも差別がないような状況ができれば理想だと思います。

低所得世帯層等の子どもたちの放課後の居場所づくりは、子どもの貧困対策をしっかりとふまえて進めてほしいです。子どもたちの居場所に大きな格差が生じてしまうような支援とならないよう、町で利用調整を行うなどの対策は必須かと思えます。

(3) 保育・子育て支援等の担い手の確保について

保育の担い手、潜在保育士、保育ママ、保育サポーター、ベビーシッターなどすべて有償で募集の呼びかけが必要です。

ベビーシッターの事件があり、安易に担い手が広がることには危惧しています。担い手の確保とあわせて、専門性を高めていくことも重要です。

各家庭が必要とする支援は様々です。それに対応できるのは、制度で守られたとしてもそこに携わる「人」次第ということになると思います。



6 おわりに

葉山町に必要なことは何か。時に熱く、時に慎重に検討を重ねてきました。何回か委員の交代はありましたが、この町をよくしたいという気持ちは、皆同じでした。

おおむねすべての事業について議論できたと思います。しかし、葉山町の特徴と思われる 転入者の多さ、 きょうだいの多さ、 持ち家率の高さなどから生じる子育ての課題については、課題として認識していたものの、それをふまえた有効な対応策を得るところまでは到達できませんでした。今後の検討課題と思います。

この会議では、会議が主体となって自主的な勉強会を行うなど様々な活動に取り組んできました。こうした活動は審議会としては異例だったかもしれません。しかし、活動を通してこの町の様々な可能性を感じることができました。

子育てで得られるつながりは多様で幅広く、そのネットワークは地域社会の基盤になりうるものだと思います。こうしたつながりは、今後町をよりよいものにするために、欠かせないものではないでしょうか。

今回の報告内容について是非ご検討いただき、今後の町政に反映していただけたら幸いです。葉山町の子どもたちのために、そしてこの町の未来のために、より一層の取組みがなされることを願っています。

このような機会を与えていただいたことを委員一同感謝しています。ともによい町にしていきましょう。ありがとうございました。



保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの議論を踏まえた整理）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④ 同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ① 就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦ 就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の実施に関して必要な事項の整理

(現状)

児童福祉法	児童福祉法施行令	葉山町保育の実施に関する条例
24条1項 保育に欠ける事由がある場合、市町村は保育所で保育する。	27条 就労 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居の親族の介護 災害復旧 その他	2条 就労(居宅外) 就労(居宅内) 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居の親族の介護 災害復旧 その他町長が認める場合

(新制度施行後・平成27年4月～)

子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法施行規則	葉山町保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則
19条2項 2号認定 保育の必要な3～5歳 3号認定 保育の必要な0～2歳	就労 下限時間48～64時間 妊娠、出産 保護者の疾病、障害 同居又は長期入院等の親族の介護・看護 災害復旧 求職活動 就学 虐待やDVのおそれがあること 育休取得時にすでに保育を利用している子がいて継続利用が必要であること その他市町村が認める場合	2条 就労の下限時間を64時間に設定

地域型保育事業の一覧

名称	事業の概要
家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅などにおいて、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業。利用定員は5人以下。
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児の居宅において家庭的保育者が保育を行う事業
事業所内保育事業	雇用する労働者の乳児・幼児を保育するために事業主が設置する施設等で、その地域において保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児に対し保育を行う事業

家庭的保育事業の主な基準

区分	基準の内容
保育する人数	1～5人
保育する年齢	0～2歳
配置する職員	家庭的保育者（+家庭的保育補助者） 嘱託医 調理員
保育従事者の資格	家庭的保育者：必要な研修を終了した保育士等 家庭的保育補助者：必要な研修を終了した者
保育従事者数	0～2歳児 3：1 補助者を置く場合 5：2
設備	保育を行う専用居室 遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地で可） 調理設備、便所
面積	保育室 9.9㎡以上 （乳幼児が3人を超える場合は+3.3㎡/人） 庭 3.3㎡/人（2歳以上児1人あたり）
給食	自園調理が原則（連携施設等からの搬入可）
連携施設	連携施設（認可保育所・認定こども園・幼稚園）の設定が必要（経過措置あり）

現行の保育所保育料の仕組みについて

1 国の保育所保育料徴収基準額の考え方と葉山町の現状

(1) 国が想定する費用負担割合

国の想定する制度設計上の負担割合は、保護者負担を差し引いた額を国・県・市町村で負担することになっています（民間保育所の場合、公費負担の割合は、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1）。

（国が想定する費用負担割合）

国基準での保護者負担	保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	国	県	市町村
	2分の1	4分の1	4分の1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

(2) 葉山町の現状

実際には、保育所保育料は国の基準をもとに各市町村で実情に合わせて設定することとされており、現在の財源状況は次のとおりとなっています。

（葉山町の現状）

国基準での保護者負担		保護者負担を差し引いた額（公費負担）		
保護者負担 （保育料）	町追加負担 （ ）	国	県	市町村
		2分の1	4分の1	4分の1

公立保育所の場合は、公費負担はすべて市町村

児童の年齢や所得階層により差がありますが、現行の町の保育料は国の基準の約7割に設定されています。

保護者負担（保育料）：町追加負担 = 7 : 3

保育所保育料について市町村が追加負担（軽減）することは全国的に行われている一方で、公平性や財政運営の面から批判もあります。

神奈川県内では、国の基準どおりに保育料を設定している自治体はありません。

2 これまでの経緯

(1) 葉山町の保育所保育料の考え方

国基準を上限として、他の市町村の保育料を参考に、保護者の負担額を設定したものとされます。

葉山町の保育料は、大きく次の2点が特徴となっています。

共働きの標準世帯階層を国基準の約7割とし、低所得の階層になるに伴い、軽減の割合を多くしています。

3～5歳については、幼稚園利用者と比較して保護者負担が重くなりすぎないように、幼稚園の保育料を参考に保護者負担額を設定しています。

(2) 直近の保育所保育料の改定

平成19年度末に、他の市町村を参考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正しようとしています(8階層 11階層)。

直近の改定では、所得階層の細分化のみ行い、基本的な保育料の見直しは行っていません。

(3) 幼稚園利用者との差について

幼稚園利用者についても、世帯の所得状況に応じて保育料等の一部が減免(補助)される就園奨励費制度があります。

葉山町では、文部科学省の定める減免(補助)限度額に加えて、町上乗せの補助があります。

ただし、町上乗せ分は年間9,000円(1ヶ月あたり750円)となっており、保育所保育料に比べると、利用者にとって少ない額になっています。

3 平成27年度に向けた対応

子ども・子育て支援新制度では、利用者負担について、新しい国基準を上限として、市町村が定めることになっています。

国の示すイメージでは、教育認定は現行の幼稚園就園奨励費、保育認定は現行の保育料をふまえた内容となっています。

保育所保育料については、従来の階層区分は維持される予定ですが、所得税額でなく市町村民税額を基に設定される見込みです。

(参考資料)

国の定める保育単価表(月額)

地域区分	定員	保育所の長 設置	年齢区分	基本分 保育単価
6/100地域	81人~90人 まで	設置	乳児	156,630円
			1、2歳児	92,310円
			3歳児	44,210円
			4歳以上児	37,780円

地域区分や定員等により単価が変わるため、葉山町内にある既存の民間保育所を例として考える。

国の定める保育料基準額(月額)

階層区分	保育料基準額	
	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税 非課税世帯	9,000円	6,000円
市町村民税 課税世帯	19,500円	16,500円
所得税額 40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
所得税額 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
所得税額 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
所得税額 734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳未満児の場合(国は3歳未満の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	9,000円
3	市町村民税 課税世帯	19,500円
4	所得税額 40,000円未満	30,000円
5	所得税額 103,000円未満	44,500円
6	所得税額 413,000円未満	61,000円
7	所得税額 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	4,000円	44%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	7,300円	37%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	10,600円	54%
5	所得税 5,000円未満	17,200円	57%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	19,200円	64%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	31,800円	71%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	41,000円	67%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	46,000円	75%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	59,400円	74%
11	所得税 550,000円以上	61,400円	59%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

3歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,000円
3	市町村民税 課税世帯	16,500円
4	所得税額 40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
5	所得税額 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
6	所得税額 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
7	所得税額 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	2,400円	40%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円	33%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円	52%
5	所得税 5,000円未満	15,000円	56%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	17,000円	63%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	29,000円	70%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	32,300円	57%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	33,000円	57%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	33,600円	44%
11	所得税 550,000円以上	34,000円	37%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

国の定める保育料基準額と町の保育料の比較

4・5歳児の場合(国は3歳以上の基準)

国の定める保育料基準額(月額)

階層	区分	保育料 基準額 (A)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税 非課税世帯	6,000円
3	市町村民税 課税世帯	16,500円
4	所得税額 40,000円未満	27,000円 (保育単価限度)
5	所得税額 103,000円未満	41,500円 (保育単価限度)
6	所得税額 413,000円未満	58,000円 (保育単価限度)
7	所得税額 734,000円未満	77,000円 (保育単価限度)
8	所得税額 734,000円以上	101,000円 (保育単価限度)

町の保育料(月額)

階層	区分	保育料 (B)	比較 (B / A)
1	生活保護世帯	0円	100%
2	町民税 非課税世帯	2,400円	40%
3	町民税課税世帯 (均等割りのみ)	5,500円	33%
4	町民税課税世帯 (所得割課税)	8,600円	52%
5	所得税 5,000円未満	13,800円	51%
6	所得税 5,000円以上 40,000円未満	15,800円	59%
7	所得税 40,000円以上 103,000円未満	27,600円	67%
8	所得税 103,000円以上 200,000円未満	28,000円	48%
9	所得税 200,000円以上 413,000円未満	28,500円	49%
10	所得税 413,000円以上 550,000円未満	29,200円	38%
11	所得税 550,000円以上	30,000円	28%

国7・8階層と町10・11階層は単純な比較はできないので、参考の数字。

葉山町における利用者負担額案(概要)

教育標準時間認定(1号認定)の利用者負担額(案)

満3歳以上(1号認定) (月額)

階層区分	利用者負担額(円)
生活保護世帯	0
市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	2,200
所得割課税額 77,100円以下	15,300
所得割課税額 211,200円以下	19,700
所得割課税額 211,201円以上	24,900

教育標準時間認定(1号認定)においては、同一世帯に満3歳から小学3年生までの児童がいる場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

保育認定(2号認定・3号認定)の利用者負担額(案)

満3歳・満4歳以上(2号認定)、満3歳未満(3号認定) (月額)

階層区分	利用者負担額(円)					
	保育標準時間			保育短時間		
	満3歳未満	満3歳	満4歳以上	満3歳未満	満3歳	満4歳以上
生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	4,000	2,400	2,400	3,900	2,300	2,300
市町村民税均等割のみ	7,300	5,500	5,500	7,100	5,400	5,400
所得割課税額 48,600円未満	10,600	8,600	8,600	10,400	8,400	8,400
所得割課税額 60,000円未満	17,200	15,000	13,800	16,900	14,700	13,500
所得割課税額 97,000円未満	19,200	17,000	15,800	18,800	16,700	15,500
所得割課税額 169,000円未満	31,800	29,000	27,600	31,200	28,500	27,100
所得割課税額 230,000円未満	41,000	32,300	28,000	40,300	31,700	27,500
所得割課税額 301,000円未満	46,000	33,000	28,500	45,200	32,400	28,000
所得割課税額 397,000円未満	59,400	33,600	29,200	58,300	33,000	28,700
所得割課税額 397,000円以上	61,400	34,000	30,000	60,300	33,400	29,400

保育認定(2号認定・3号認定)においては、同一世帯から2人以上の児童が保育所等に入所している場合、年齢の高い順から、第1子、第2子、第3子と位置付けられます。第2子の利用者負担額は第1子の半額、第3子以降は無料となります。

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

資料2-4

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子ども第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9,100円→ 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	25,700円

- ※ 小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。
- ※ なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認められる(経過措置)。

- また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。

保育認定の子ども (2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

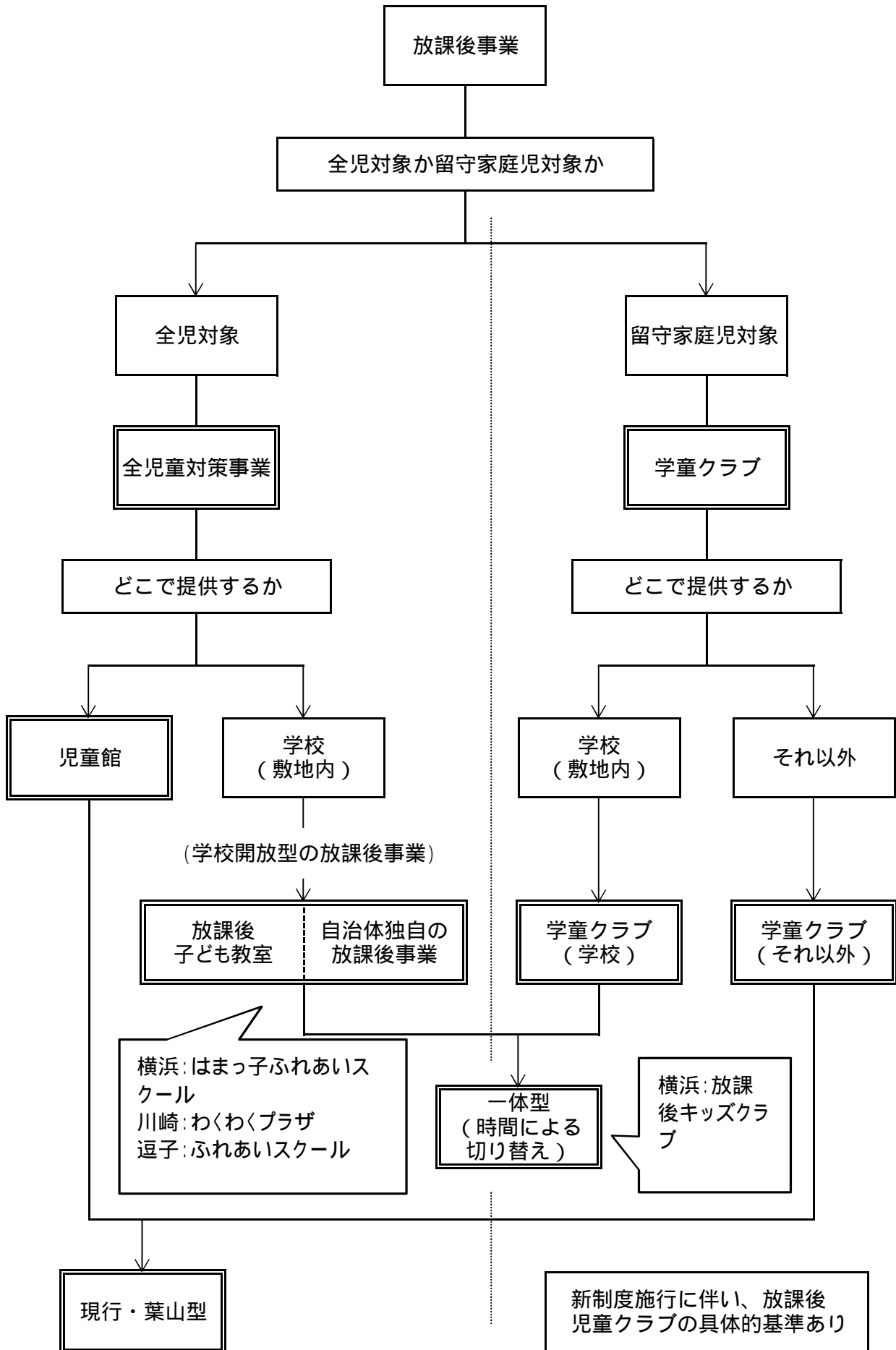
階層区分	利用者負担		利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。

※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ ただし、給付単価を限度とする。

< 放課後事業の類型の整理 >



今後の放課後の居場所づくり（学童クラブ含む）の方向性について

1 放課後児童クラブ（留守家庭児童対象）について

（1）民間学童クラブについて

町から民間学童クラブに補助金を出す方向で予算化（平成 27 年度～）、各クラブの運営を安定させるとともに、保護者に対して多様な選択肢を用意することがねらい。

保護者が学童クラブを運営する方法もありうるが、当面は保育園や幼稚園に対して学童クラブ実施の働きかけを行っていく予定。

公有施設（学校の余裕教室など）の活用は引続き検討していく。

特にニーズの高い葉山小、一色小、長柄小の地区の学童クラブを重点的に整備していく。

低所得者向け減免料金の設定は今後検討する。対象としては、生活保護世帯、児童扶養手当受給者、ひとり親家庭医療費助成対象者、就学援助対象世帯、多子世帯などを想定。

（2）町直営の学童クラブについて

当面（2年間）は町直営の学童クラブとの併存とし、保護者の利用状況をみて直営の学童クラブは廃止を検討していく（ ）。

学童クラブについて児童館との分離を基本とし、民間学童クラブの運営の妨げとならないようにするため。

町直営の学童クラブを

完全に廃止とするか、

ランドセル置場（学童クラブと位置付け異なる、横須賀市で実施）

として再編するか、

放課後子ども教室（全児童対象）として再編するか、

は今後検討を行う。

子ども・子育て支援事業計画では町直営の学童クラブも供給量として見込んでいるため、見直しを行う際は代替的な機能を果たすか慎重に判断する必要がある。

2 放課後子ども教室（全児童対象）について

（1）国の動向

平成 26 年 8 月に発表された国の「放課後子ども総合プラン」では、小学校内での一体型（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）の実施が盛り込まれている。

(2) 他自治体の事例

横浜市型

- ・ 小学校内で一体型の放課後キッズクラブ
(はまっ子ふれあいスクール+学童クラブ)
一部の地域で、はまっ子のみ、学童のみの場合あり
- ・ 一体型の放課後キッズクラブが基本
- ・ 時間による切り替え(17時~)
- ・ 担当部署:放課後児童育成課

逗子市型

- ・ 小学校内のふれあいスクール+小学校近隣の学童クラブ
- ・ 学童クラブと放課後子ども教室の分離が基本
- ・ 担当部署:児童青少年課、保育課

横須賀市型(参考:放課後子ども教室の事例ではない)

- ・ 小学校内の学童クラブ+みんなの家(児童館)のランドセル置場
- ・ 一部の小学校で横須賀わいわいスクール(放課後子ども教室)
- ・ 担当部署:教育・保育支援課、こども育成総務課

(3) 今後5年間での葉山町の方向性について

これまでは、新制度の施行準備の関係で、学童クラブを優先して対応を進めてきた(～平成26年度)。

今後はまず、学童クラブと放課後子ども教室をどのように整理するか検討を行う必要がある。

実施に向けた具体的な検討の際は、保護者のニーズや現在町内にある社会資源(スペース・人材等)について十分考慮する必要がある。

学校施設については、まずは学童クラブから入って学校側とルールづくりをしていく予定。

公共施設の再編について全庁的に議論していくので、こちらの動向にも注目している。

どのようなメニューを用意するのか、誰が提供できるのか、なども検討課題となる。

早急に対応するのではなく、他自治体の事例などをふまえて丁寧に検討をする必要がある(平成27年度～)。

(以上)

葉山町内の学童クラブ一覧（平成26年度）

学童クラブ名	定員	対象学年	開所時間	延長保育	開所日数	職員数 (アルバイト員含む)	職員の 研修受講資格	学童保育料 (月額)	所在地
葉山 学童クラブ	おおむね 25人	小1 ～小3	休業日 9:00～18:00	無	293	6	有4人 無2人	無料	堀内 1735-112
			休業日以外 放課後～18:00						
葉桜 学童クラブ	おおむね 25人	小1 ～小3	休業日 9:00～18:00	無	293	6	有4人 無2人	無料	長柄 1413-154
			休業日以外 放課後～18:00						
下山口 学童クラブ	おおむね 15人	小1 ～小3	休業日 9:00～18:00	無	293	5	有5人 無0人	無料	下山口 1705-1
			休業日以外 放課後～18:00						
上山口 学童クラブ	おおむね 25人	小1 ～小3	休業日 9:00～18:00	無	293	5	有5人 無0人	無料	上山口 2627
			休業日以外 放課後～18:00						
おひさま 学童あおぞら	おおむね 24人	小1 ～小6	休業日 8:00～18:30	無	295	5	有4人 無1人	1・2年生 22,000円	一色 1489
			休業日以外 放課後～18:30					3・4年生 20,000円	
			土曜日 8:00～17:00					5・6年生 18,000円	
風の子クラブ	おおむね 20人	小1 ～小6	休業日 7:00～19:00	有 (15分250円) 7:00～8:00 18:00～19:00	240	5	有4人 無1人	1・2年生 23,000円	一色 1441
			休業日以外 放課後～19:00					3年生 20,000円	
								4年生 15,000円	
								5・6年生 10,000円	

葉山町子ども・子育て支援新制度に関するアンケート調査（概要）

平成25年度に、子ども・子育て支援事業計画の策定のために、未就学児童を対象としたニーズ調査（回答者は保護者）を実施しました。その概要と結果は、次のとおりです。

調査対象者	町内にお住まいの就学前のお子さん（平成19年4月2日以降生まれ） 1,820名
調査方法	調査対象者に対して調査票を郵送配布し、郵送で回収。 葉書による督促を1回実施。
調査期間	調査票発送 平成25年11月7日（木） 調査票回収期限 平成25年11月30日（土）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ お住まいの地域について ・ 子どもと家族の状況について ・ 子どもの育ちをめぐる環境について ・ 保護者の就労状況について ・ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ・ 地域の子育て支援事業の利用状況について ・ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について ・ 子どもが病気の際の対応について ・ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について ・ 小学校就学後の放課後の過ごし方について ・ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について
調査票 回収状況	配布数 1,820件 有効回収数 1,136件（有効回収率 62.4%）

(2-1) きょうだいが多くて困っていること

きょうだい2人以上と答えた方に、きょうだいが多くて困っていることを自由記入形式でたずねたところ、339人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は448件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

内 容	回答数	構成比
<経済的問題>	145	32.4%
総合的にお金がかかる	47	10.5%
学費や習い事に費用がかかる	43	9.6%
生活費がかかる	26	5.8%
保育費がかかる	23	5.1%
医療費や予防接種にお金がかかる	6	1.3%
<子どもの日常生活上の問題>	134	29.9%
けんかや物の取り合いをする	44	9.8%
1人1人にじっくり向き合えない	27	6.0%
スケジュールが違う、行事が重なる	20	4.5%
上の子にかまってあげられない	16	3.6%
1人が病気になると他の子にうつる	10	2.2%
子どもによって生活リズムが違う	7	1.6%
上の子の都合に合わせてしまう	4	0.9%
遊び方が違う、どの子に合わせればよいかわからない	3	0.7%
物が多い、散らかる	3	0.7%
<親の身体的・精神的な負担>	72	16.1%
外出や買い物が大変	27	6.0%
忙しい、家事がはかどらない、自由時間がない	13	2.9%
通院が大変	10	2.2%
保育施設や習い事の送迎が大変	7	1.6%
同時にぐずったり泣かれると大変	7	1.6%
食事(外食など)が大変	6	1.3%
親が身体的・精神的に大変	2	0.4%
<子どもの預かり先>	51	11.4%
1人の予定に他の子を付き合わせるのが大変、預け先がない	21	4.7%
保育所などが少ない、きょうだいで同じ施設に入れない	16	3.6%
子どもが病気の時の対応が大変、預け先がない	10	2.2%
親の用事などの際の一時的な預け先がない	4	0.9%
<環境面の問題>	18	4.0%
家や部屋が狭い、部屋が少ない	9	2.0%
子どもが遊ぶ場所がない、利用しにくい	9	2.0%
その他	13	2.9%
特にない、良いことの方が多い	15	3.3%
計	448	100.0%

(5) 子育てする上での周囲からのサポート

子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、行政担当者)からどのようなサポートがあればよいかを自由記入形式でたずねたところ、449人の方の記入がありました。1人の方が複数の内容を記入している場合もあるため、意見の総件数は547件となっています。以下は意見を内容ごとにまとめたものです。

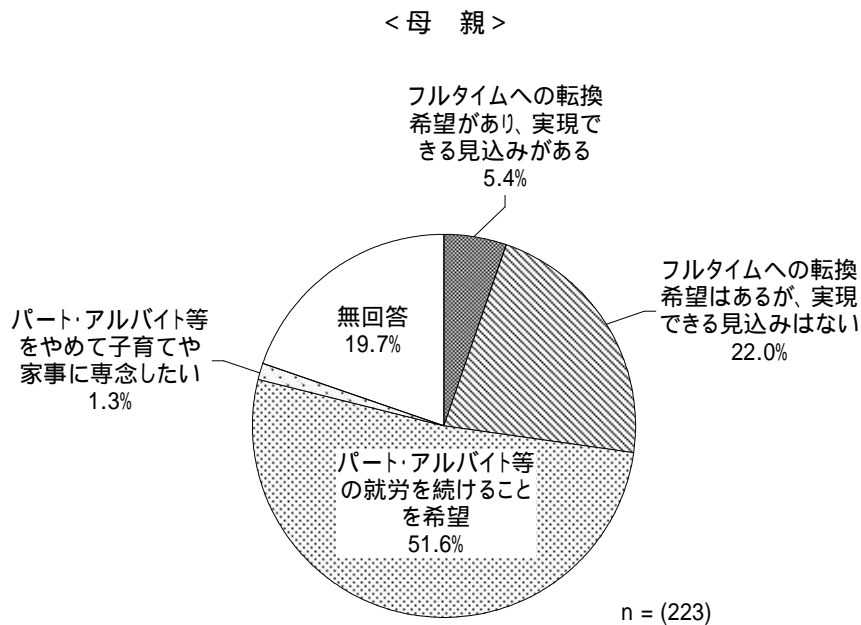
内 容	回答数	構成比
一時預かりの充実	161	29.4%
育児相談、アドバイスなど精神的サポート	98	17.9%
子育て交流の場の提供・充実	33	6.0%
地域や行政からの親や子どもに対する見守り、声掛け	33	6.0%
病児・病後児保育の充実	24	4.4%
経済的援助の充実	20	3.7%
情報提供の充実	18	3.3%
公園・広場など屋外で遊べる場所の充実	18	3.3%
児童館など屋内で遊べる場所の充実	14	2.6%
保育所の増設、待機児童の解消	14	2.6%
子育て講座の開催	10	1.8%
子育てイベントの開催	8	1.5%
放課後児童クラブ(学童保育)や小学生の預かり事業の充実	8	1.5%
家事代行サービスの充実	7	1.3%
保育施設や習い事等への送迎サービス	7	1.3%
家庭訪問の充実	6	1.1%
健診についての要望	6	1.1%
交通インフラの整備	6	1.1%
土日・祝日の保育の充実	5	0.9%
長期休暇中の保育の充実	4	0.7%
防犯対策	2	0.4%
その他	32	5.9%
満足している、十分、特に必要ない	13	2.4%
計	547	100.0%

(3) フルタイムへの転換希望

現在パート・アルバイトで就労している場合の、フルタイムへの転換希望をたずねたところ、母親は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(51.6%)が過半数を占め、「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」が22.0%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が5.4%となっており、『フルタイムへの転換希望がある』人は27.4%となっています。

父親は、回答人数が少ないので図表は参考程度とします。

図表0-1 フルタイムへの転換希望



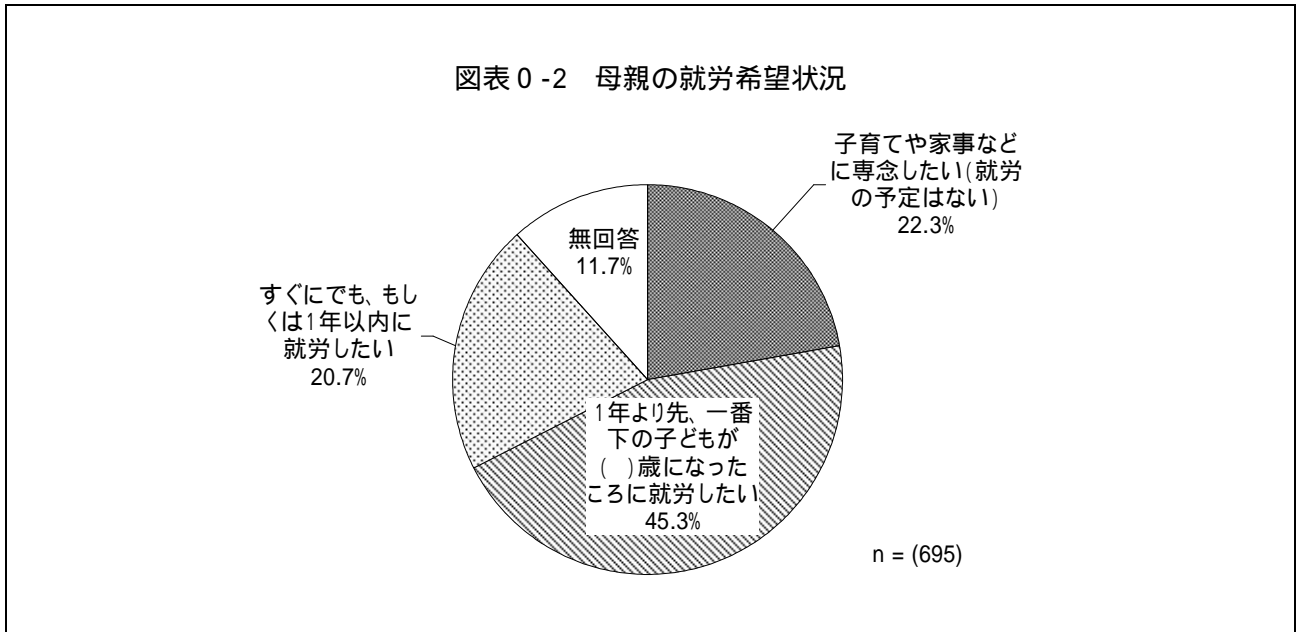
< 父 親 >

(人)

n	フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	無回答
16	5	2	7	-	2

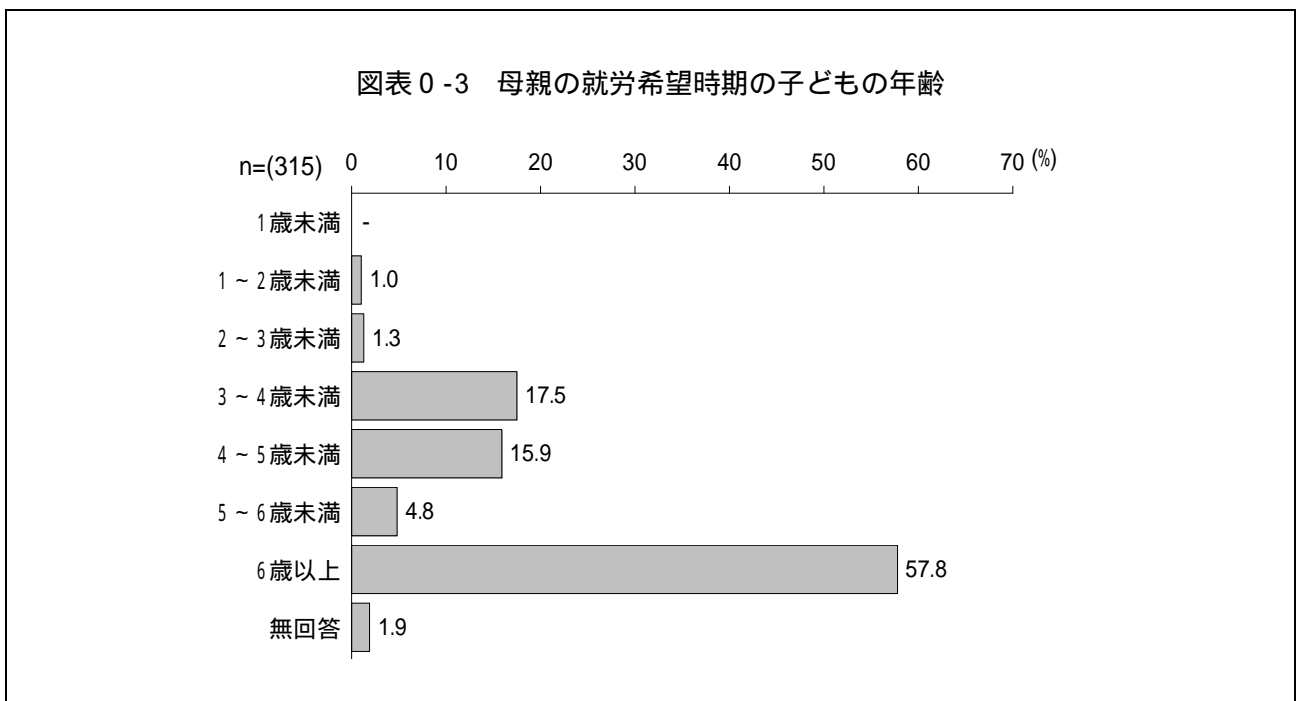
(4) 母親の就労希望状況

母親が現在就労していない場合の就労希望状況をたずねたところ、「1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい」(45.3%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(22.3%)、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(20.7%)と続いています。



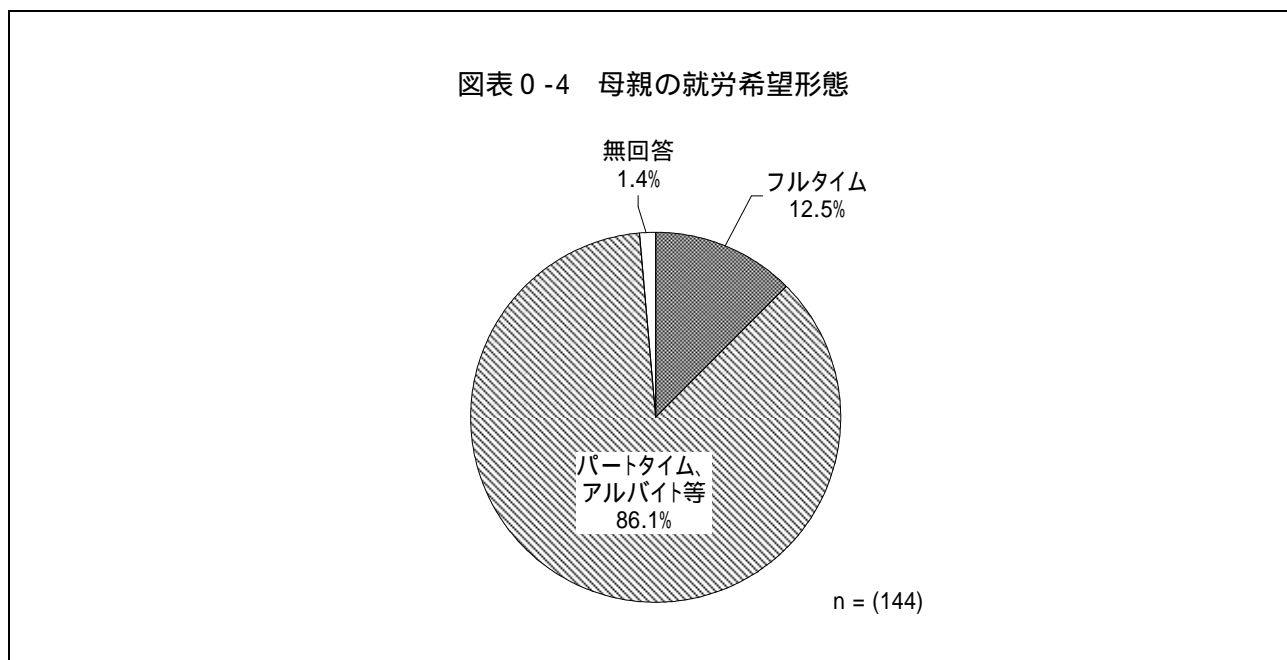
(4-1) 母親の就労希望時期の子どもの年齢

就労希望時期の末子の年齢についてたずねたところ、「6歳以上」(57.8%)が過半数を占め、以下、「3~4歳未満」(17.5%)、「4~5歳未満」(15.9%)などと続いています。また、平均は5歳7ヶ月となっています。



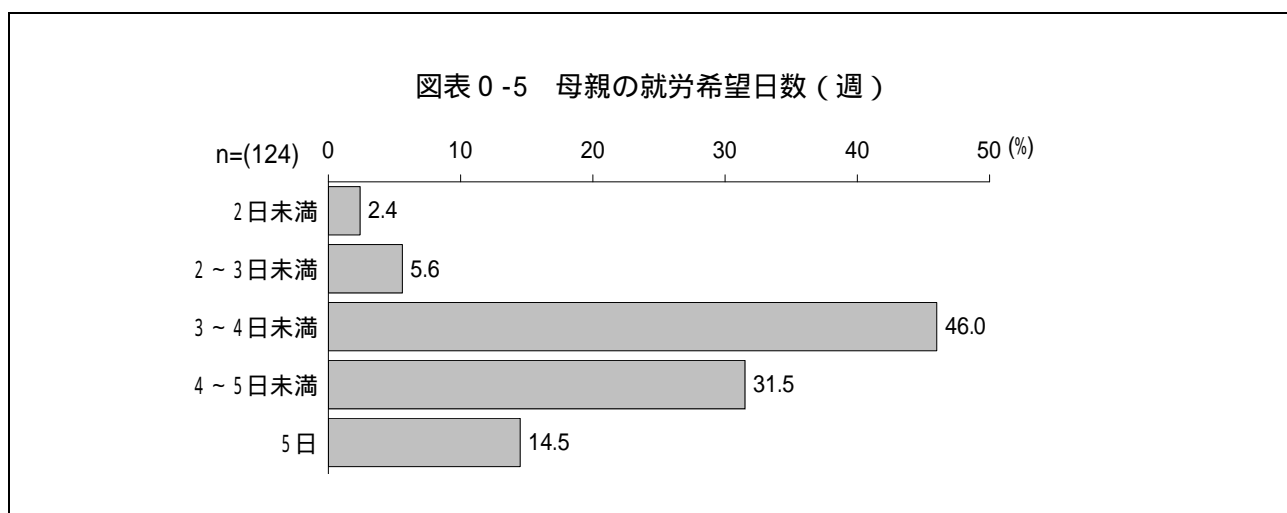
(4 - 1) 母親の就労希望形態

希望する就労形態をたずねたところ、「パートタイム、アルバイト等」が86.1%を占め、「フルタイム」が12.5%となっています。



(4 - 2) 母親の就労希望日数

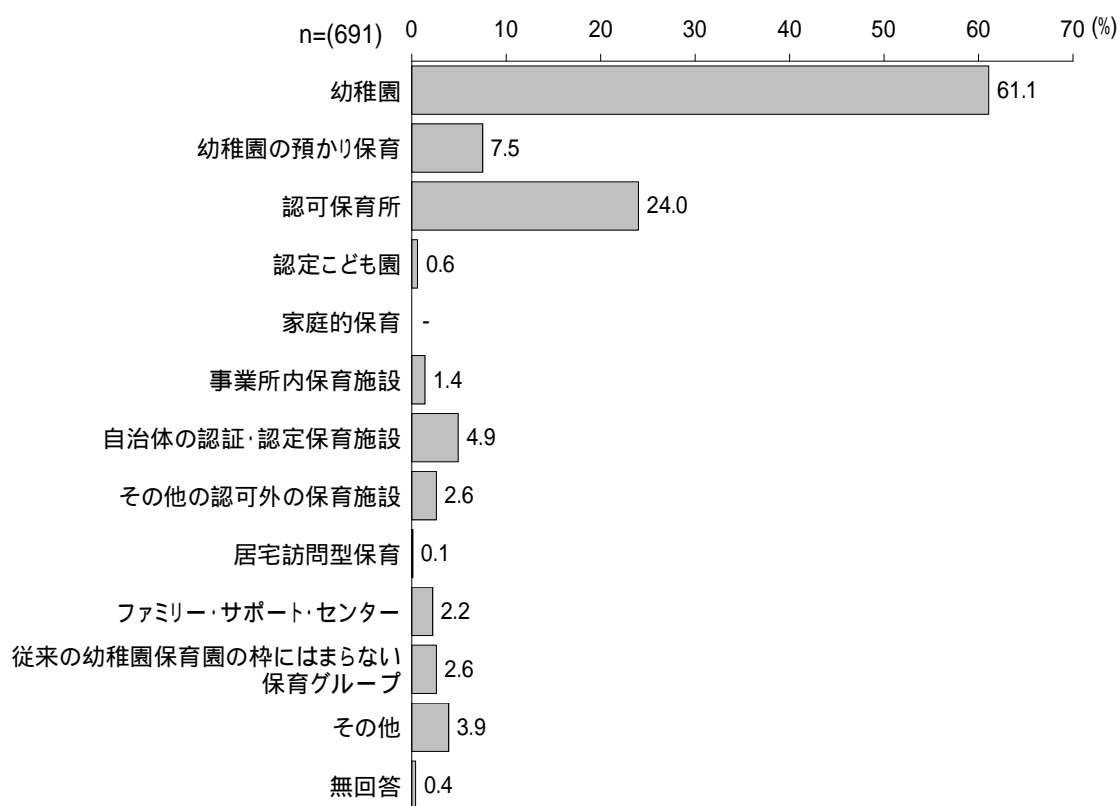
希望する就労日数をたずねたところ、週「3～4日未満」(46.0%)が半数近くを占め、「4～5日未満」(31.5%)、「5日」(14.5%)と続いており、平均日数は3.50日となっています。



(1 - 1) 教育・保育事業の利用形態 (利用率)

定期的な教育・保育事業の利用形態 (利用率) を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」(61.1%) が 6 割を超えて最も高く、「認可保育所」(24.0%) が 2 割台、以下、「幼稚園の預かり保育」(7.5%)、「自治体の認証・認定保育施設」(4.9%) などと続いています。

図表 0 - 6 教育・保育事業の利用形態 (利用率)



子どもの年齢別

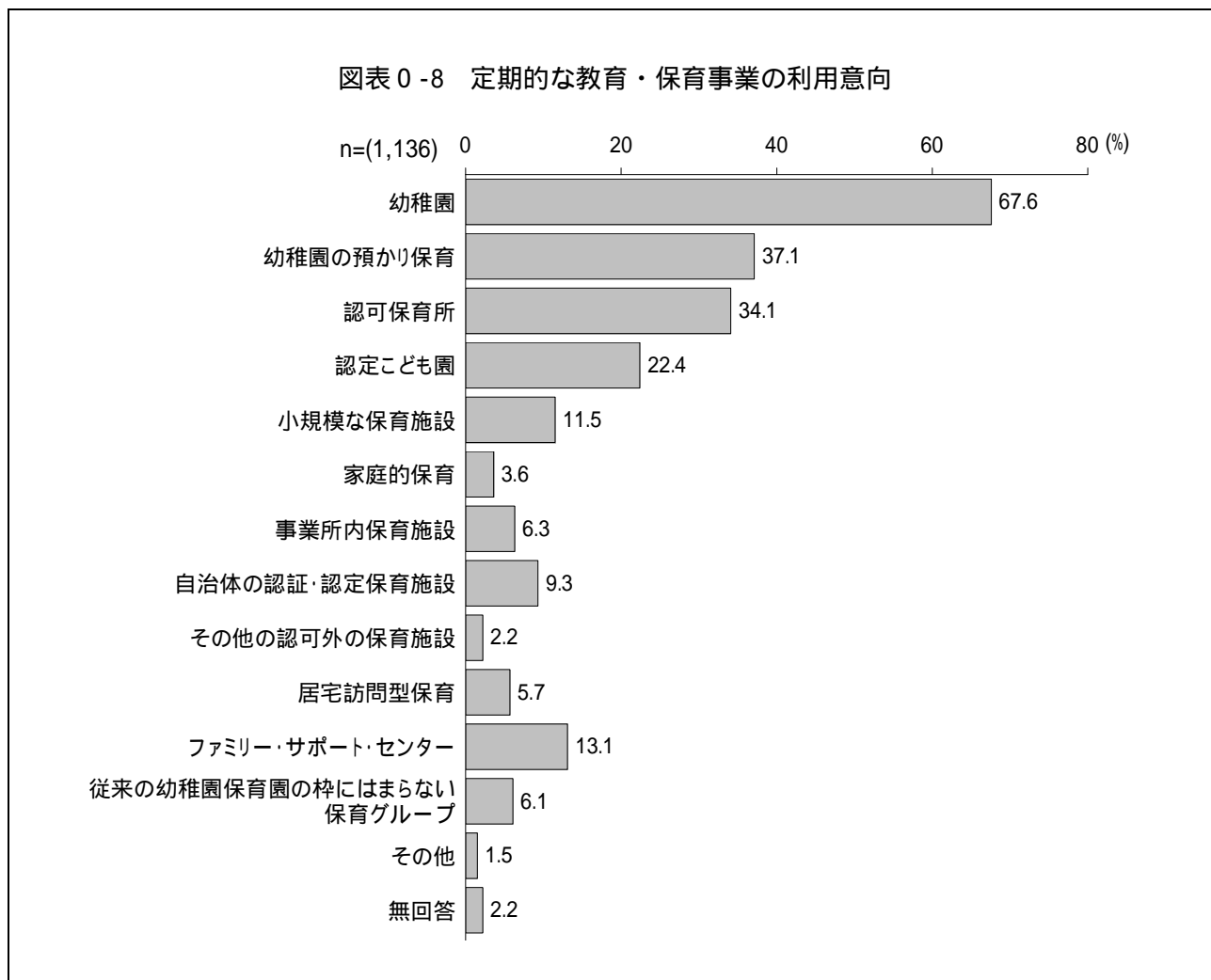
子どもの年齢別にみると、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」は年齢が上がるほど利用率が高くなる傾向がみられます。一方、「認可保育所」は1歳（87.1%）で9割近くと最も高く、それ以降は年齢が上がるほど利用率が低くなる傾向がみられます。

図表0-7 教育・保育事業の利用形態 - 子どもの年齢別

	n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	従来の幼稚園保育園の枠にはまらない保育グループ	その他	無回答
全体	691	61.1	7.5	24.0	0.6	-	1.4	4.9	2.6	0.1	2.2	2.6	3.9	0.4
0歳	26	3.8	-	57.7	-	-	7.7	19.2	3.8	3.8	11.5	-	3.8	-
1歳	31	-	-	87.1	-	-	3.2	6.5	-	-	6.5	-	3.2	-
2歳	99	28.3	2.0	28.3	1.0	-	4.0	7.1	8.1	-	4.0	7.1	17.2	1.0
3歳	172	66.3	9.9	22.1	0.6	-	-	4.1	1.7	-	1.7	4.1	1.2	0.6
4歳	164	74.4	4.9	17.1	0.6	-	1.2	4.9	1.2	-	0.6	1.8	1.8	-
5歳	199	78.9	12.6	15.1	0.5	-	0.5	2.5	2.0	-	1.0	0.5	1.5	0.5

(2) 定期的な教育・保育事業の利用意向

今後利用したい定期的な教育・保育事業を複数回答でたずねたところ、「幼稚園」(67.6%)が7割近くで最も高く、「幼稚園の預かり保育」(37.1%)、「認可保育所」(34.1%)、「認定こども園」(22.4%)などと続いています。

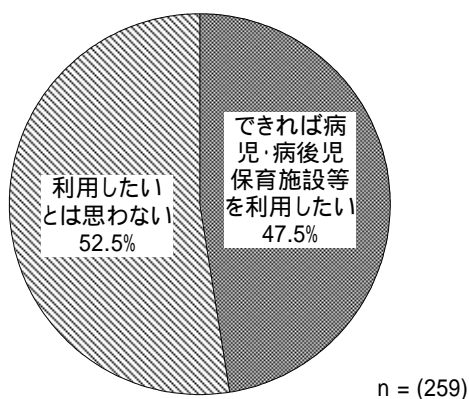


(1 - 2) 病児・病後児保育の利用意向

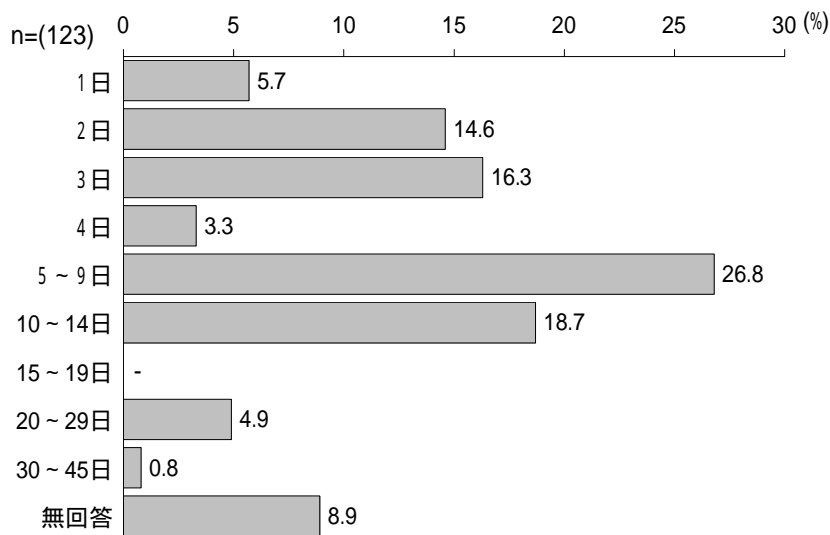
子どもが病気やケガなどの際に父親又は母親が休んだ場合、できれば病児・病後児保育を利用したいと思ったかをたずねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」(47.5%)は半数弱となっています。

利用を希望する日数は、年「5～9日」(26.8%)が2割台半ばで最も高く、「10～14日」(18.7%)、「3日」(16.3%)、「2日」(14.6%)などと続いており、平均は6.39日となっています。

図表 0 - 9 病児・病後児保育の利用意向

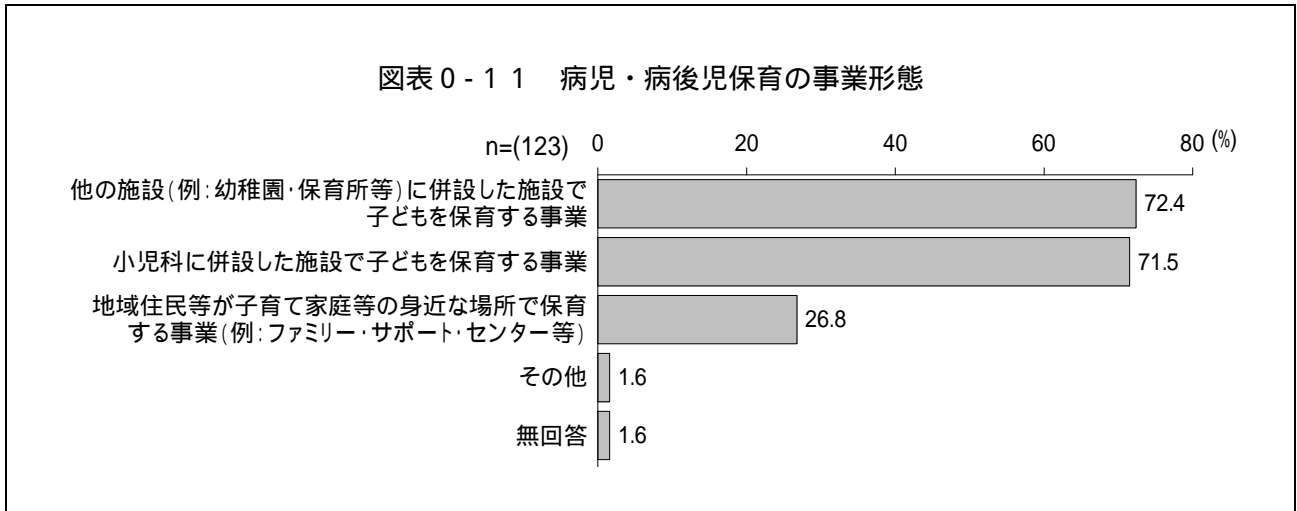


図表 0 - 1 0 病児・病後児保育の利用希望日数 (年間)



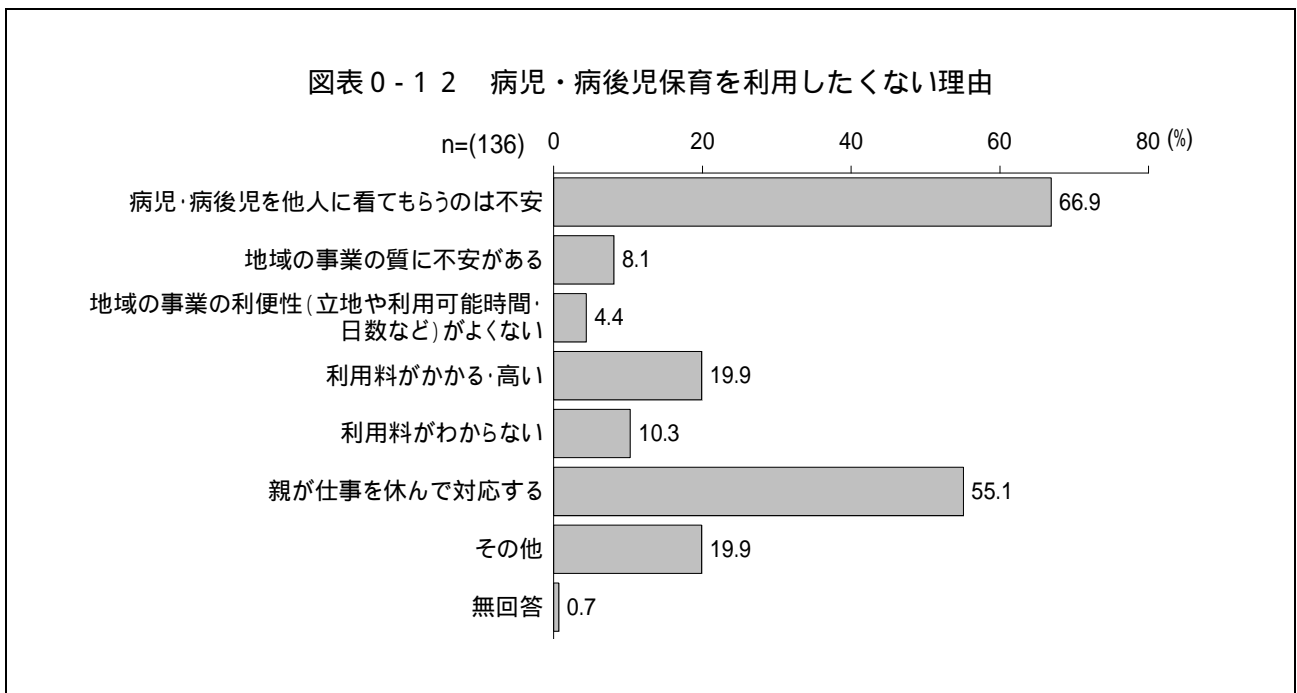
(1 - 3) 病児・病後児保育の事業形態

病児・病後児保育を利用する場合に望ましいと思う事業形態を複数回答でたずねたところ、「他の施設（例：幼稚園・保育園等）に併設した施設で子どもを保育する事業」（72.4%）と「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」（71.5%）がいずれも7割を超えています。



(1 - 4) 病児・病後児保育を利用したくない理由

病児・病後児保育を利用したいとは思わない人に、その理由を複数回答でたずねたところ、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」（66.9%）が7割近くで最も高く、「親が仕事を休んで対応する」（55.1%）が過半数となっています。



会議の検討経過

回数	開催年月日	議事内容（主な内容）
第1回	平成25年 7月22日（月） 10時～12時	会長、副会長の選出 子ども・子育て関連3法について 次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について
第2回	平成25年 9月9日（月） 13時～15時	次世代育成支援行動計画の実施状況について 就学前児童ニーズ調査について
第3回	平成25年 11月25日（月） 10時～12時	就学前児童ニーズ調査について 小学生対象ニーズ調査について 保育の必要性について
第4回	平成26年 3月3日（月） 13時～15時	ニーズ調査の結果について 今後の放課後事業（学童クラブ）の検討について 中間報告について
第5回	平成26年 4月14日（月） 13時～15時30分	一般向け説明会（意見交換会）について 今後5年間の量の見込みについて 就労時間の下限の設定について 中間報告について

回数	開催年月日	議事内容（主な内容）
第6回	平成26年 6月2日（月） 10時～12時30分	一般向け説明会（意見交換会） について 今後5年間の量の見込みにつ いて 地域子ども・子育て支援事業 について
第7回	平成26年 7月14日（月） 10時～12時30分	一般向け説明会（意見交換会） について 地域型保育事業の認可・運営 基準、教育・保育施設の運営基 準について 支給認定基準について 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について
第8回	平成26年 9月29日（月） 10時～12時30分	利用者説明会について 教育・保育の確保方策につい て 利用者負担（保育料）の設定 について 学童クラブの設備運営基準に ついて 今後の放課後事業（学童クラ ブ）の検討について
第9回	平成26年 11月7日（金） 10時～12時30分	利用者説明会について 地域子ども・子育て支援事業 の確保方策について 計画の基本目標・重点施策に ついて 学童クラブの設備運営基準に ついて 次年度予算に向けた報告につ いて

回数	開催年月日	議事内容（主な内容）
第 10 回	平成 27 年 1 月 26 日（月） 10 時～12 時 30 分	一般向け勉強会について 子ども・子育て支援事業計画 の策定について 今後の放課後事業の検討につ いて 最終報告について
第 11 回	平成 27 年 3 月 6 日（金） 10 時～12 時 30 分	一般向け勉強会について 子ども・子育て支援事業計画 の策定について 今後の放課後事業の検討につ いて 最終報告について

（参考）

委員自主打合せ

回数	開催年月日
第 1 回	平成 26 年 4 月 5 日（土） 19 時～21 時
第 2 回	平成 26 年 5 月 17 日（土） 19 時～21 時 30 分
第 3 回	平成 26 年 6 月 28 日（土） 19 時～21 時 30 分
第 4 回	平成 26 年 9 月 6 日（土） 19 時～21 時
第 5 回	平成 26 年 10 月 25 日（土） 19 時～21 時
第 6 回	平成 26 年 12 月 13 日（土） 19 時～21 時 30 分
第 7 回	平成 27 年 2 月 7 日（土） 19 時～21 時

イベント

	開催年月日	主な内容
勉強会	平成 26 年 7 月 19 日（土）	子ども・子育て支援新制度
勉強会	平成 27 年 2 月 15 日（日）	利用者支援事業
勉強会	平成 27 年 3 月 1 日（日）	親子で行ける場所

葉山町子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 15 日

葉山町長 山 梨 崇 仁

葉山町条例第 10 号

葉山町子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 葉山町子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 葉山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 31 年葉山町条例第 201 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」を

「

地域福祉計画策定委員会委員	規則で定める額
子ども・子育て会議委員	規則で定める額
予防接種健康被害調査委員会委員	規則で定める額

」に改める。

葉山町子ども・子育て会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）に基づき設置された葉山町子ども・子育て会議（以下、「審議会」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協力の要請)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、子ども育成課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年7月22日から施行する。

葉山町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間 平成 25 年 6 月 1 日～平成 28 年 5 月 31 日

氏名	現委員 ()	所属
鈴木 力		関東学院大学准教授(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 9 月 8 日)
寶川 雅子	会長 ()	鎌倉女子大学講師(平成 27 年 3 月 1 日～)
武谷 廣子	副会長 ()	医師(葉山町母子保健健診医)
松尾 真弓	()	葉山にこにこ保育園(認可保育所)
角井 行雄	()	あおぞら幼稚園(逗葉私立幼稚園協会)
柴田 みゆき	()	保育園父母代表
木下 智美		幼稚園父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日)
溝端 裕子	()	幼稚園父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～)
横田 眞澄		葉山町主任児童委員(平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日)
鹿嶋 千尋	()	葉山町主任児童委員(平成 25 年 12 月 1 日～)
野北 康子	()	NPO法人 葉山っ子すくすくパラダイス
森田 千穂	()	おひさま保育室(認定保育施設)
倉上 みゆき	()	小学生父母代表
井上 恵子		学童保育父母代表(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 5 月 31 日)
滝澤 美智子	()	学童保育父母代表(平成 26 年 6 月 1 日～)
菅原 美子	()	公募委員
鈴木 佳野	()	公募委員
山浦 彩子	()	葉山町子育て支援センター ばけっと
守屋 浩子	()	葉山保育園(公立保育所)
中世 貴三		一色小学校(小学校長会代表) (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
南 森生	()	長柄小学校(小学校長会代表)(平成 26 年 4 月 1 日～)
加藤 智史	()	葉山町社会福祉協議会
寺田 勝昭		鎌倉三浦地域児童相談所 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
加藤 昌代	()	鎌倉三浦地域児童相談所(平成 26 年 4 月 1 日～)
佐藤 弘美		鎌倉保健福祉事務所(平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
重松 美智子	()	鎌倉保健福祉事務所(平成 26 年 4 月 1 日～)
沼田 茂昭		葉山町教育委員会生涯学習課 (平成 25 年 6 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)
梅田 仁	()	葉山町教育委員会生涯学習課(平成 26 年 4 月 1 日～)

(順不同、敬称略)

あしがき（委員の想い）

2年間、会議の運営に関わった委員の感想などをまとめました。

次世代育成支援対策地域協議会から引続き委員を務めてきました。今回の会議は、子育て当事者が委員として参加し、発言も多く、自主的な打合せをしたり、積極的な姿勢を強く感じました。

葉山の人口、その構成、そして環境が、現在の子育てのモデル地域として、県ひいては日本の方向性を見出せるのではないかと常々思っています。情報過多の殺伐とした社会、子どもに関する陰湿な事件など子育てをするのに消極的にならざるを得ない昨今です。

私たち委員は真摯に議論し、わが町を子育てしやすい町にしようと努力してきました。議論半ばの面もあるかもしれませんが、現実には子育て中の方が多数いる現状をみると、この会議から提案された実行すべきこと、実行可能なことをまず実行に移し、問題が発生した時点で逐次解決するという方向に進むべきだと思います。

子どもたちは成長し、明日のわが町を背負ってくれる人たちです。先延ばしにしないで、まず実行あるのみ。私たちの宝を地域のみんなで育てたいものです。

委員になって、はじめは何をするのか、何をしたらよいのかもわからず、毎回送られてくる多くの資料に目を通し、会議や資料に出てくる聞きなれない言葉を理解することからのスタートでした。

各委員（前委員）の皆さん、町の関係者の方にも恵まれ、会議以外での勉強会、イベントと一緒に参加し、多くの協力と関わりをもてたことがよかったです。そして、町と町民が同じ課題に取り組み、どう解決していくか話し合う中で、発想豊かな考えや個々の得意分野、経験談がたくさん聞けたことが、私自身とても勉強になりました。町民の方たちは、この葉山町にとって大事な財産だと思います。今後もこの財産の声を出せる場とその声を町政に反映できる場をみんなで作っていく必要があると感じました。

今までの型どおりの会議とは違い、自主打合せで会議だけでは話しきれない内容を話し合い、会議主催の勉強会を開催するなど、委員や町民の意見を少しでも吸い上げようという子ども育成課の意欲を感じました。新しい制度をどう生かしていくのか、困っている人たちにどうつなげていくのか、課題はまだありますが、少しでもこの会議で話し合ったことが役に立てばよいと思います。

新しくつくることだけでなく今あるものを生かしながら、また行政だけでがんばらず民間や地域と協力しながら、求めるだけでなく感謝の気持ちを忘れず、そして、地域や現場の声を県や国へ発信して政策づくりに生かしていける、そんな会議であってほしいです。

多くの方との新しい出会いに感謝します。事務局の方々、お疲れ様です。ありがとうございました。

子ども・親・育成者みんなが笑顔で子育てできる葉山になるように、微力ながら子育て経験を生かし、次の世代に何か残すような活動になるとよいなと思っています。

実際に会議に参加したところ、当事者である私たちの要望は多岐にわたり、また、地理的な条件による環境の違いも同じ町内で様々でした。それをまとめる行政の大変さもよく理解することができました。この活動を通して、町と当事者である私たちの協働は必須であり、歩み寄り、一緒につくりあげる活動が今後多く始まるとよいと思っています。

委員になって感じたのは、皆さんが子どもたちの保育にいろいろな考えをもって参加していることです。今は親も一緒に育っていかないと、悲しい事件や事故など様々な問題が起こってしまう世の中です。残念に思います。子どもを守るためにどんなことが必要か、またそのために大人が何をしてあげられるのかをいろいろと考える機会になりました。

葉山町が将来を担う子どもたちを大事に育てていこうと試行錯誤しているのも感じとれ、よい機会をつくっていただけたと思っています。ありがとうございました。

「葉山に来てよかった！」心からそう思えるために、私の無謀な挑戦は始まりました。

「あれがない、これがない」という不満、「こうしてほしい、ああしてほしい」という勝手な要望、誰に話しても「どうせ無理だよ」という答え…。不満を言っても変わらない。あきらめたら始まらない。「どうにかしたい、何かできないか」という思いで参加させていただいた会議です。

まだ何もできていないかもしれませんが。でも今、あきらめから希望へとシフトしつつあります。それは未熟な私を受け入れてくださった町の方とメンバーの皆様のおかげです。ありがとうございます。そして、これからもがんばります。末端の意見を反映させるために。

「できない、やらないの葉山」から「やってみようの葉山」へ！
「変えること、変わることを恐れない、進化する葉山」へ！期待しています。

ようやく具体的な施策が目に見えてきました。これらの計画案は一見様々なことが叶うかのようにみてとれ、「これが現実に行われたなら、たくさんの親子が救われ、元気になれるのだろう。」と期待がふくらみます。

しかし、本当に親と子に寄り添った有効な支援ができるのは、そこに携わる「人」です。一人一人に必要な支援は何かを、心をかけ時間をかけていかなければ結果は出ません。

これまでの経験から、それは制度によって守られることもあれば、制度によって身動きがとれなくなってしまうこともあります。制度を整えば確実に可能性は広がるとは思います。本当に「親子を支える」ということがどういうことなのかをしっかりと考え、同じ葉山の町で活動する立場の我々が共通理解を深めていくことが大事なのではないかと思っています。また、そのためには、制度は固定的なものではなく、臨機応変に対応できるようなものでなければならぬと思います。

計画を立てて満足することなく、それをいかに有効に活用していくかを考え、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。